

消防災第 120 号
平成 28 年 9 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について

平素より消防防災行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

これまで、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの一部改定について（通知）」（平成 27 年 8 月 19 日付府政防第 633 号・消防災第 112 号）等により、発災時における避難勧告等の適時適切な発令や防災情報の住民への広く確実な伝達についてお願いしてきたところです。

近年は、気候変動によると考えられる、経験したことのない集中豪雨等により、従来安全であると考えられていた地域や場所で大きな被害が発生しており、このたびの台風第 10 号による集中豪雨でも大きな被害が発生しました。このため、今後の水害等に備えた地域の防災体制の再点検について、下記のとおり実施していただきますようお願いいたします。

なお、今後、今般の台風被害を踏まえた追加調査、点検内容に係るヒアリングを行うことがあります。

記

1 調査時点

平成 28 年 9 月 1 日

2 実施方法

(1) 報告様式

- ① 都道府県の状況について点検した上、別添の「様式 1 都道府県」に記載し提出する。
- ② 都道府県において、管内市町村の状況について点検した上、別添の「様式 2 市町村」に記載し提出する。

(2) 留意事項

- ① 「様式 2 市町村」の各点検項目については、市町村の地域防災計画、マニュアル等を確認し、平時から、実効性のある対応体制が確保できているか点検する。その際、必要に応じて市町村ヒアリングを行う。

- ② 特に、避難勧告等の判断基準の設定については、河川・砂防施設の管理者が協力・助言を行うこととされていることから（「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）の以下の部分参照）、再点検に際しても、治水・砂防部局と十分に連携し、各市町村の対応体制が、地域における災害のリスク、ハード整備の状況を踏まえたものとなっているか点検する。
- ③ 上記②について、市町村が自己点検を行う際、専門的な相談ができるよう、都道府県において、河川・砂防施設の管理者である国、県の窓口を明示すること。

※（参考）「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）20P抜粋

3.4 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言

災対法改正により、市町村長が避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

気象、河川、土壌、津波、高潮がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

3 提出期限・提出先

(1) 提出期限 ※期限厳守願います

- ① 様式1 都道府県：平成28年9月27日（火）
② 様式2 市町村：平成28年10月25日（火）

(2) 提出先

消防庁防災課防災企画係 渡部 浩之

E-mail: h.watabe@soumu.go.jp

※回答に当たっては、「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）（以下のURLを参照）、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日付 府政防第369号・消防災第126号）（別添参照）の内容を参照してください。

○「避難勧告等判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月）

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/150819_honbun.pdf

【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：和田係長、森田事務官、渡部事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535